

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年9月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400092 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400030 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 4 月 21 日に訂正し、平成 20 年 4 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 20 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 16 年 8 月に A 事業所に入社し、平成 20 年 4 月 21 日に正社員となった。

給料支払明細書で平成 20 年 4 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給料支払明細書、B 事業所の回答並びに同事業所から提出された請求者に係る労働者名簿及び平成 20 年度賃金台帳により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書及び平成 20 年度賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間について、平成 20 年 5 月 1 日を資格取得日として厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していな

いことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400105号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月27日から昭和63年4月1日まで

昭和62年10月に前職を辞め、すぐにA社へ入社したが、厚生年金保険の被保険者資格は昭和63年4月1日に取得となっている。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げたA社における複数の営業職の同僚(以下「同僚」という。)の中に、昭和62年10月中旬に、請求者と一緒に入社時の研修を受けた旨陳述している者がいることから、入社日を特定することはできないものの、請求期間当時、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管していないため、請求者の同社における勤務について不明である旨回答している上、同社から提出された請求者の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年4月1日として届け出ており、請求者のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、上述の届出内容により、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していなかった旨回答及び陳述している上、請求者は、同社における給与明細書等を保管していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上述の同僚のうち複数の者が、当時のA社の厚生年金保険の取扱いについて、入社後数か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させないと説明があり、実際に入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が異なっている旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。